

江差町議会行政視察事前質問（回答）平成 29 年 11 月 24 日

No.	質問事項	質問内容
1	<p>回答</p>	<p>平成 29 年度版の議会白書の「開かれた議会づくりの足どり」に制定までの 10 年間、時系列で詳しく紹介されていますが、これを進めるうえで議員側にどのような問題意識や議論があったのでしょうか。</p> <p>（改革に向けた 3 つの視点）</p> <p>福島町議会では、「議会の主役は議員」、「住民が参画する議会」、「変化を恐れない議会」の 3 つの視点に立って改革に取り組んできた。</p> <p>「議会の主役は議員」という視点は、二元代表制としての議会の役割は何かをしっかりと自覚したうえで、主体性を持った意思決定を行うことを促し、行政依存や追認の議会から脱皮するための視点であり、行政諮問機関の議員就任廃止、事前協議としての全員協議会の廃止、政治倫理条例の制定等の方策に繋がっている。</p> <p>「住民が参画する議会」とは、住民の意向を行政に反映させるための視点である。住民の多くは、選挙で議員を選びはしても、議会や議員の活動をはっきりと理解しておらず、議員もまた住民のニーズを的確に把握しているとは言えないのが実態である。これを解消するためには、議会の方から住民に情報を提供しそれを共有することが重要との判断に至り、「住民に開かれた議会」実現に向けた様々な改革を行った。（会議の原則公開、傍聴者を歓迎する傍聴規則、傍聴者への資料配布、住民懇談会、選挙公報発行、議会議員の評価制度、夜間休日議会、議会単独 HP、議員研修会への住民参加等）</p> <p>「変化を恐れない議会」とは、社会情勢や時代の変化に応じて、常に議会も変革し続けなければならないという自己改革の意識を醸成するための視点であり、「気がついたことから、できることから」を合言葉に常に改革を心掛ける福島町議会の基本姿勢を示す視点となっている。</p> <p>【議会基本条例制定の経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 11 年度から「気がついたことから、できることから」を合言葉に「開かれた議会づくり」を目指して一つずつ積み上げてきた議会改革の集大成と位置付け、後退することなく、さらなる改革に向かって不断の努力をする認識で取り組んできました。</li> <li>・議会運営委員会(約 2 年間検討)で素案をまとめ全員協議会で検討、最終的には、「まちづくり基本条例・議会基本条例」調査特別委員会を設置、まちづくり基本条例は撤回し再提案、議会基本条例は修正(町の資料提出を義務化・文言整理)し可決。</li> </ul> <p>【苦心、腐心した点】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的に全会一致を目指したが難しかった。（保守的体質、議長選挙の対立等抵抗があった。）</li> <li>・努力規定を無くし、義務規定化を目指した。（ハードルを下げず、目標とした。）</li> <li>・行政（町部局）との調整。（通年議会・議会招集・議決事項・諮問会議・答弁書・文書質問・事務事業評価・単独 HP 等）</li> <li>・できるだけ分かりやすくする工夫。（条例制定の規定の手法を改善：引用文の省略、そのとともに・ような・それらの・これを・及び・又は・並びに・「以</li> </ul>

		<p>下、町という」・「以下、議会という」、努める、なければならない等を省略。)</p> <p>以上のような議会基本条例制定の経緯等でお分かりのとおり、全議員が同じ考え方で議会改革が進められたかといえば、そうではありません。しかし、目指す方向性を共有し改革を進めてきた中で、近年では、ほとんどの議員が議会改革の方向性に理解を示してきている段階にあると感じています。議会基本条例には、「議会・議員としての使命と責任を強く自覚し、主体的、機動的な議会活動を実践し、町民に負託にこたえ、豊かなまちづくりのために不断の努力を続けなければならない」と規定されております。このことから、その実効性を明らかにするため、1年間の議会活動の実態や問題点などを報告書として公表し、限らない目的達成のために「議会白書」を作成するものとしております。</p>
2	<p>回 答</p>	<p>議会基本条例第7条第5項の各団体等との意見交換や、第7項の夜間、土日開催については、具体的にどのような取り組みがなされているのでしょうか。</p> <p>1. 「住民と議員の懇談会」（以前は議会報告会）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度 参加者124人(6日間×3会場=18会場：平均6.8人)</li> <li>・平成27年度 町内会長20人、町管理職10人(オブザーバー)</li> </ul> <p>* 町内会連絡協議会と懇談（議会改選期）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度 参加者156人(6日間×3会場=18会場：平均8.7人)</li> <li>・平成25年度 参加者121人(6日間×3会場=18会場：平均6.7人)</li> <li>・平成24年度 参加者125人(7日間×2会場=14会場：平均8.9人)</li> <li>・平成23年度 参加者54人(4日間×2会場=8会場：平均6.7人)</li> </ul> <p>2. 「広報広聴常任委員会の取組」（関連団体等との懇談）</p> <p>(1) 総務教育部会（教育関係団体、文化・スポーツ関係団体等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度 スポーツ団体との懇談</li> <li>・平成25年度 教育委員との懇談</li> </ul> <p>(2) 経済福祉部会（産業団体・福祉団体等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度 漁業協同組合との懇談</li> <li>・平成28年度 農業団体等との懇談</li> <li>・平成26年度 社会福祉法人福島幸愛会との懇談</li> <li>・平成23年度 漁業協同組合との懇談／商工会との懇談</li> </ul> <p>3. 夜間・土日議会（平成19年から3月定例会において、一般質問の一部を夜間（初日）に実施している）</p>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 28 年度 傍聴者 8 人(一般質問 4 人 4 項目)</li> <li>・平成 27 年度 傍聴者 12 人(一般質問 6 人 6 項目)</li> <li>・平成 26 年度 傍聴者 15 人(一般質問 4 人 4 項目)</li> <li>・平成 25 年度 傍聴者 43 人(一般質問 6 人 6 項目)</li> <li>・平成 24 年度 傍聴者 13 人(一般質問 6 人 6 項目)</li> <li>・平成 23 年度 傍聴者 23 人(一般質問 5 人 8 項目)</li> </ul> <p>・土日議会平成 23 年度：9 月 1 日（土） 議員選挙後初議会（正副議長を志す議員の所信表明、議会構成）</p> <p>2. については委員会報告として取りまとめ、本会議において諸報告を行っています。1 についても意見交換等の内容をまとめ、議会だよりに掲載し、情報公開するとともに、議会活動の中での議論にも活用するよう努めています。</p>
3	<p>議会基本条例第 2 3 条、第 2 5 条「議会等での議員相互の自由討議」、「地域の課題等について、町民と情報共有し自由に意見交換する」とありますが、どのように取り組んでいるのでしょうか。</p> <p>回 答</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会議での討議については、議会白書 P17（行動計画の進行管理）と P116（議会評価）の中で示しているように、取り組み不足と認識しています。運営基準に討議を行うためのルールを規定していますが、実施に向けた取り組みが課題です。</li> <li>・一方、常任委員会では、議員間で論点整理のための討議を行ったうえで、意見書の取りまとめを行っています。</li> </ul> <p>通常、常任委員会の活動を重視し、重要案件（総合計画、執行方針、公共工事等）については、計画の早い段階に所管事務として調査し、議員・議会の意志を行政側に示すこととしている。提言した項目については、行政側が採用する項目、修正し採用、採用されない項目等がありますが、議会として、それぞれについて必要に応じ拘り確認することが重要だと思っております。このことが、所管調査を経て本会議に提案される案件について、質疑・意見交換・討議が少ないことにつながっているものと思います。常任委員会も本会議場で開催し、本会議同様、公開し参画者(傍聴)へ資料を提供、映像のライブ配信（録画配信）も行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議会報告会については、「議会の決定事項等を公平公正に報告することにより、広く町民に議会活動に関心を持っていただき、町民の意見を聴取して議会活動に反映させる」ために開催しています。町内会館で行うことや懇談会の実施体制（各委員長を班長とするなど）、報告事項の取扱、公表の手法などの開催要領を定めて実施しています。</li> </ul> <p>議員を選ぶ住民との情報共有は、開かれた議会づくり(議会改革)の重要な視点です。議会活動への参画(本会議、各委員会、研修会等)、議会だより・HPでの情報発信と共に、「住民懇談会(議会報告会)」は、情報を共有する大切な機会です。</p> <p>現状は、「住民と議員の懇談会」の名称で、広報広聴常任委の活動と位置づけ、無責任な話をし、言いつばなし、聞きつばなしにならないよう、内容をしっかり記録し、議会だより等で周知し、住民と情報共有することとしています。</p> <p>従来議会報告を中心とする方式から、参加者(住民)の話を聞くことを重視する方式に変え、車座になり、「せっかく来たのですから一言でも話してくだ</p>

	<p>さい」と呼びかけ、できるだけリラックスする雰囲気を作るよう努力しています。</p> <p>議会側の説明は、直近の議会だよりを手短かに説明しできるだけ参加者の話を聞くようにしています。</p> <p>住民は、議会と執行者との役割を理解していない方がほとんどで、幅広い質問となっていますが、その場で回答できるものは説明し、そのほかの事項は、執行者側へ伝える等、整理し回答するようにしています。</p> <p>各町内会長に依頼をし、声掛けをしてもらい、地区ごとにチラシを配布し、議会だよりに掲載することで周知を図っています。</p> <p>参加した住民からは、年に1度は実施してほしいとの声や、具体的に町内会の状況などが発言でき、今後も続けてほしいとの声をいただいています。</p>
	<p>議会基本条例第15条「議員研修の充実強化」</p> <p>福島町議会議員研修条例第4条で「研修の実施計画は、毎年度当初に議長が議会運営委員会に諮って作成する」となっています。具体的には各常任委員会や個別の意見も聞くことになるのでしょうか。どのようなプロセス、問題意識で研修内容を決めているのでしょうか。</p>
	<p>回答</p> <p>研修計画については、ご質問のとおり研修条例に基づいて行っており、事務局が素案を作成し議会運営委員会に諮り決定しています。</p> <p>具体的には、全国町村議会議長会・北海道町村議会議長会・渡島管内町村議会議長会・渡島西部四町議会議員連絡協議会の研修や単独研修、議員勉強会などがあります。研修計画の中に政務活動費による視察研修も含まれますが、計画では「随時」という表現をし、研修内容については、個々の議員に委ねられます。（現実的には、複数の議員で町の懸案事項に関係する視察地を研修することが多いです。）</p> <p>行政視察については、従来、当初予算に計上しておりましたが、政務活動費の導入時に検討し、必要性に応じて補正予算計上することとしております。《H28年度行政視察：①深浦医院の閉院に伴う後継医師の招聘(千葉)、②早取り昆布活用に伴う企業誘致(静岡)》</p>
4	<p>回答</p> <p>質疑回数・時間の制限撤廃は、一般質問に限らず、本会議の議案審議・常任委員会・特別委員会等、全ての会議においての基本的な考え方です（基本条例第8条2項）。</p> <p>議案審議の流れは、①質疑→②意見交換→③議員間討議→④討論→⑤採決、となっており、回数・時間の制限を撤廃しております。</p> <p>明確な反問権の行使はありませんが、質疑・意見交換の中で、執行者側が反論・見解を求めるようなケースもあります。質問No.6に回答の通り、「しっかり討議する議会」が基本条例の重要な視点であり、「反問権の行使」も当然と考えております。</p> <p>一般質問の答弁書の事前配布ですが、1週間前までの通告で、3日程度前に質問者に対し答弁書を送付します。</p> <p>経緯は、議長が中心となり、改めて一般質問の趣旨・在り方（通告はあくまで議長に対して行われることなど）を執行部に説明し、抵抗がありましたが、試行を経て基本条例に明文化することで協議が整ったものです。</p> <p>質問のテーマに沿った議論を交わし、一定の合意形成を目指すことが大切であり、そのためにどうした方が良いかを話し合い説得しました。</p> <p>議員に対しても、質問の内容をしっかりと通告する事を徹底しました。特に資料や意見の見解を求める際には、その内容を具体的に示すこととしております。</p> <p>次に質疑回数・時間の撤廃ですが、目的を十分認識し、単に町長等に対する質問に終わることなく、善政競争を目標とした政策提言となるような</p>

	<p>討議の展開をすることが目的です。このため通告については、内容が理解できるよう具体的に示すこと、答弁についても誠意をもってできるだけ詳細な内容になるよう申し合わせております。理想は、1回の通告書に、1回の答弁書で、お互いに納得・理解できることとして、努力することを指摘しております。本会議終了毎に、議運で活発な反省会を開催し、反省事項を執行者側にも手交し、審議の適正・効率化を図っております。問題になるようなトラブルはなく、現状ではデメリットはないと認識しています。そうならないように試行・検討を繰り返し段階的に進めてきたものです。</p> <p>〈一般質問の改善過程〉 ・全問一括：質問回数 3 回、質問時間 30 分、質問通告</p> <p>→ 一問一答：質問回数 3 回、質問時間 45 分、質問通告</p> <p>→ 一問一答：回数時間制限撤廃、質問通告、答弁書配布</p> <p>※時間制限撤廃の運用後、一般質問時間は答弁も含め 90 分が最長です。前体制時は 1 時間超えも多かったが、現体制になり論点が明確になった議論の中では、約 1 時間が最長で、それ以外は 30 分以内がほとんどとなっています。議会運営には支障なかったと思っております。</p>
--	--

\*議会活動の全て(個人情報を除く)を公開し、評価の判断を住民に委ねることが大事で、多種多様な評価があってもよいと思います。住民の意見を聴くことは重要な視点だが、大衆に迎合しない判断をする視点も議会・議員には重要だ。

\*気づきにくい、細かな住民の意見を聴き議員活動に反映する。議会・議員が思っている以上、議会・議員の活動については理解されていないし、その姿勢が不足している。(役割を理解していないし関心がない)住民自らの変化は難しく、住民を育てる意識を待たなければならない。

\*法では、議会は従的であって、主体的であってはならないとする考え方になっている。専従でなく、報酬も安く、提言も期待せず、多少のチェック機能があれば良いとする考え方を強調する専門家もいる。

\*改革については、試行期間を設定するよう心掛けている。そもそも、通告は法で規定されているものではない。一般質問の主旨は、やりこめる、答弁に窮させることではない、テーマに沿った執行者の考えを聞きただすことであり、意見を交換することによって、一定の方向に導いていくことが大切だ。

\*住民懇談会、地域を熟知した住民と位置づけ、経験・専門知識をできるだけ聴くことを意識